

インタビュー・制新政意

山本善行県土木部長に聞く

美しい県土景観へ
屋外広告物に新ルール

屋外広告物条例が改正され今年一月一日に施行された。屋外広告物の在り方は本県の景観に大きな影響を及ぼす。景観は、本県のイメージの中で大きな位置を占めるだけでなく、県民の郷土観、生活文化、観光産業などに与える影響も大きい。改正条例が意図するものは何か、新しい制度の仕組みはどのようなものか、山本善行県土木部長に聞いた。

改正条例はどんな特徴があるのか。

山本 第一は、今回は可能な限り規制を強化し厳しく屋外広告物を監視する姿勢をとったこと。これまで無秩序な看板に対する批判があつたが、野放しになつてきた。景観は目の前によけいなものがないことで視野が広がり、視覚を刺激せず心が落ち着き、精神的な高まりが生じる空間になる。県民の理解の下に広告物、看板の乱立をなくし景観がよくなるようにしていきたい。第二に、地域性に配慮し、個性ある景観を形成できるよう、キメ細かな対応をしている。住民の合意の下に県の基準と異なる基準をつくり適用できる「屋外広告景観モデル地区」指定制度を導入して

いる。最初のモデル地区として、高畠町中央通り商店街、西川町弓張平、鶴岡市西部地区、金山町の四地区が指定に向けて準備している。第三に、基準をつくっても実行性が乏しいのでは意味がないので、実際に実施できるように配慮した。建設事務所ごと担当者を増やし実態調査から始めているが、特に問題があるものから撤去する準備を進めている。

新しい条例は旧条例とどこが、どのように違うのか。

山本 これまでの条例は民間が設置した屋外広告物が対象だったが、今回は国も含めて行政が設ける公共のものも対象とし届け出を義務づけ、官民を問わず規制している。行政が

模範的に実行してもらつて意味もあり、公共機関が設置したもので撤去したのも既にいくつかある。規制は大きく特別（禁止）地域と普通（許可）地域とに分かれるが、禁止地域は可能な限り拡大し、許可地域も五段階規制になつている新条例の最も緩い規制が旧条例の規制基準に相当する厳しい内容になつている。都市計画の用途地域でも、これまでは市街化区域も市街化調整区域も同じ基準で規制したが、今回は住居専用地域と商業地域との基準を異なるものにするなど用途に合うように基準を明確にし、指導しやすいように変えている。また、都市計画用途地域外で、国道、県道、広域農道から五百メートル以内を許可地域としているが、県道や農道を含めて行うのは本県独自の取り組みであり、全国で初めて。野立て看板や壁面看板の規制は旧条例では三十平方メートル以下という面積規制が中心だった。改正条例では道路端の地上から二メートルの高さを視点とし、そこから仰角一四度以内に広告物が収まるようにする「仰角規制」を全国で初めて導入した。これは、一九世紀のドイツの建

屋外広告物条例改正に関する県民、関係者の意見と対応

	主な意見・要望	対 応
一般県民	・屋外広告物が安全上、景観上、不快である = 68%	・規制を強化することを条例改正の基本方針とする
	・屋外広告物を地域の特性に応じて規制すべき = 81%	・法令指定の地域ごとの5段階規制を行う
	・公共広告物もある程度規制すべき = 52%	・公共広告物も原則として規制の対象とし、例外扱いはしない
	・公共広告物も民間広告物と同様に規制すべき = 10%	
	・広域農道沿道を規制すべき	・広域農道も国道、県道に準じてその沿線を規制地域とする
屋外広告物業者	・県の玄関口は本県のイメージをよくするため規制を強化すべき = 41%	・県境、空港、高速道路周辺の規制を強化する
	・自然公園内の規制が厳しく経済活動を阻害	・広告景観モデル地区制度を導入し、地域に合った警景観形成を可能にする
	・郊外沿道規制が厳しく緩和すべき	・自然景観の保全は重要であり緩和しない
	・工業地域等の規制を緩和すべき	・準工業地域に限り規制を緩和する
	・屋上利用広告の規制を緩和すべき	・数値による面積制限でなく、壁面に対する割合を規制の基準とする
行政機関	・電柱利用広告の規制を緩和すべき	・景観に対する影響が比較的軽微で、施設案内広告が多いことから一部緩和する
	・自然公園等他法令で規制している地域の二重規制を避けるべき	・自然公園法で規制されている特別地域は屋外広告物条例の適用外とする
	・公共団体からの手数料徴収を免除すべき	・国、地方公共団体、公共法人等に限り届け出を必要とする(届け出制導入)
	・公共団体で表示している集落、住居表示は適用除外とすべき	・景観を阻害しない必要最小限の広告物は公共団体のものに限り適用除外
	・通行者の安全を図る工事中看板は適用除外とすべき	・適用除外とする
	・既に設置している広告物については新規規制をかけるべきでない	・既存広告物を新基準に適合させる猶予期間(経過措置)を5年設ける
・公共看板は公益性があるので適用除外すべき	・公益性があっても景観に与える影響は民間広告物と同じであり規制する必要がある	
	・規制強化は昨今の規制緩和や行財政改革の方針に逆行する	・景観、環境行政は県民の求めるところであり、経済の規制緩和とは性質を異に播る。ただし、許可期間は1年から3年に延長

建築メルテンスが考案した理論で、経験則から仰角一四度以内の視野に対象物が収まれば周囲の風景の一部として溶け込むというものの。条例は今年一月から施行されたが、旧条例で許可を受けているものも順次改善してもらったことになる。五年間の猶予期間があるが、なるべく早く直してもらいたい。色は規制の対象になっていないが、指導はしていきたい。高速道から眺める本県の景観は実に美しい。ところが、高速道を降りると一変して屋

外広告物が氾らんしごちゃごちゃな景観になる。旧条例はなぜ景観形成に貢献できなかったのか、改正条例は機能するののか。山本 旧条例の基準は大ざっぱで有効に機能しなかった。条例改正へ至った最大の理由は時代の要請であろう。美しい県土をつくるには景観づくりが重要であるとの認識が出てきた。県民全体の認識が低いと行政としても表面的な指導になりがちだ。県としても組織として景観向上に力を投入しにくかった。だが、

条例改正によって県としての取り組むべき姿勢が明確になり、組織的な対応が可能になってきた。また、以前は私権を制限することに慎重な風潮があり、このため規制が緩くなり、目に見える形で景観が改善されることもなかった。しかし、最近では公共空間に対する世の中の認識が高まり、規制もやりやすくなった。以前は公共的な看板は「公的な活動だからいいじゃないか」という気持ちが強かったが、今は撤去を要請すると「分かりました」と自ら協力しようという風潮へと変わっている。高速道路の寒河江インターチェンジそばにある道路公園の完成予想看板も、月山が見えにくいことを申し上げて撤去に協力してもらっている。本県は自然が素晴らしく、自然は重要な社会資本であると思う。自然を大切にすれば観光資源としての県土の価値も高まり、山形へ行ってみたい」と思う人が多くなり観光産業が成長できる。この自然景観を効果上がる形で生かすのが屋外広告物設置のルール。そして、質の高いルールは県民の心をも豊かにし、創造的な県民の心をはぐくんでいく。人間は環境の動物であり、景観という環境の影響を受けて創造的な人が出てくる。看板類は人間を刺激するが、人間性の本質的なところに影響を与えるものとは思えない。理想は高く、現実は一歩一歩地道にやり、こうした取り組みを理解してもらえれば仲間を着実に増やしていきたい。